

第126回 滋賀県森林審議会

日 時：令和元年10月21日（月）

8：54～10：37

場 所：滋賀県大津合同庁舎 7-B 会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

(1) 琵琶湖森林づくり条例の改正および琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）
の骨子案について

(2) 琵琶湖森林づくり事業の実績と成果および今後対応すべき課題について

4 閉会

〔8時54分 開会〕

1 開会

○司会：本日の審議会は、委員数15名、出席委員10名で、森林審議会運営要領第2条第4項の規定により会議は成立。

2 あいさつ

○森林政策課長：今回は、琵琶湖森林づくり条例の改正および琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の骨子案について御意見をいただきたい。また、今まで行ってきた事業についての検証と今後の対応すべき課題についても御意見をいただきたい。皆様の忌憚のない御意見を頂戴し、今後の施策の展開を考えてまいりたい。

○司会：〈配布資料の確認を行う〉

○議長：「滋賀県森林審議会の公開の取り扱い方針」に基づいて公開とし、公開の方法は会議の傍聴と議事録の公表により行う。

3 議事

○議長：議事は「琵琶湖森林づくり条例の改正および琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の骨子案について」「琵琶湖森林づくり事業の実績と成果および今後対応すべき課題について」の2点。

議事の1点目、「琵琶湖森林づくり条例の改正および琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の骨子案について」、事務局から説明をお願いする。

○事務局：〈「琵琶湖森林づくり条例の改正および琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の骨子案について」について説明を行う〉

○議長：事務局から説明のあった資料1-1、1-2、資料2に関して委員からの意見、質問を求める。

○委員：（1）必要となる取り組みの「人工林の高齢化の現状」で、国の針広混交林化していこうというプランに従うような形で各県でも針広混交林化していくという話だと思いが、その部分を詳しくお伺いしたい。

「針広混交林化や複層林化を図ることなどを通じ」とあるが、このままだと森林が高齢林化し、若く旺盛な林分が無くなると書いてあるので、その部分だけ読むと同じように植えなければならないように感じるが、全面に同じように植えるのではなく針広混交

林化、複層林化していくという流れが一つ大きなものとしてあると思う。その中で滋賀県としてどちらの方向を向いていくのかという方針をもう少し書き込んでもいいと思う。

○事務局：針広混交林化という部分で県が検討しているのは、植林ではなく、ある程度量を切っていく中で自然に天然林に遷移をさせていくという方法。特に人工林の場合、手入れを行わないままでは森林が荒廃してしまうので、その部分は抜き伐り等を加えながら遷移させていく。合わせて山林で生産できる場所もあるので、その場所は皆伐も含めて、植え、育て、1 齢級、2 齢級という若い若齢級をある程度増やしていきながら進めていくことを検討している。

○委員：回答いただいたことが必要な方向性だと思うので、ここに入れ込んだほうがよい。

○事務局：この中に踏まえて入れさせていただこうと思う。

○議長：他に意見を求める。

○委員：今の話と関連する話で、針広混交林化を行うのに、スギ・ヒノキの人工林には適さない場所であっても、針広混交林化した広葉樹を利用することが可能な場合もあると思う。針広混交林化や複層林化、天然更新をさせることがイコールとして、山としては利用しないということではなく、地理的要因等が合えば広葉樹林も資源として積極的に利用してもいいのではないか。

○事務局：広葉樹林を利用しないわけではなく、広葉樹林についても、様々な利用方法が検討できる。レクリエーションの利用で山に入る等、奥地でなければ利用できる部分がある。また、人工林の育たない場所でも広葉樹なら育つ場所もあり、場合によってはより利用価値が高い樹種が育つ場合もあるので、その辺は様子を見ながら調整していく。

○委員：ぜひ、そのように広葉樹林も有効活用していくという内容を書いていただきたい。

○議長：では、そのように対応をお願いしたい。他に意見はないか求める。

○委員：3 番の農山村の活性化の促進について、必要となる取り組みで「農山村地域を担う人づくりが必要である」と書かれているが、山村地域の方々が減少、高齢化していく中で、今いる方たちの中から中心となって活動する人材を育成するというようにも読み取れる。しかし、その前の段落で「地域外の多くの人々との交流を生み出す」と書かれているのでそれを一步踏み込み、地域外からも農山村地域に来ていただき、中心となって活動していただくような形で記載したほうが、将来的にはいいのではないかと思う。

○事務局：関係人口をどのようにつくっていくかということが一つのポイントである。移

住に至るまでに、例えば農作物の購入など様々な資源を、どのように活用して都市との関係づくりを重点的に行っていくか、やがて将来的にそれを担う人たちとどのように関係をつくるか、あるいはそこに定住をしていただくような方向性まで考えるのかというところをまだ検討している状態で、このような「人づくりが必要」という表現をさせていただいた。もう少し検討を進める段階で詰めた表現にさせていただきたい。

○委員：その方向で検討いただきたい。中山間地域の方々が地域ぐるみで獣害対策をしようということでこれまで取り組まれてきたが、やはり人が減り高齢化も進み疲弊している地域が非常に多いのが現状。今いる方たちが中心になるとして、それ以外の方にも積極的に中山間地域にかかわってもらおうというようなことを検討していただきたい。

○議長：他に意見はないか求める。今回は骨子案ということもあり、全体的に一般向けの内容が多いが、今後この方向性でより具体化して内容を詰めていただき、明確な内容のものにしていただくことになるかと思う。

それでは、事務局からの説明をお願いします。

○事務局：〈基本計画の第2期の作成に係ることとして、資料3、資料4に基づきまして説明を行う〉

○議長：御説明いただいた資料3、4に関して、委員の意見を求める。

○委員：どこに入れるかという問題をはっきりしたほうがいいと思う。方針1と方針3について、方針1の中で4ページ、目標の指標が10年間の再造林面積となっている。方針1からは、多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくりだが、それについても再造林をしていかないといけない、管理するには境界を明確にしなければいけない等、このようなことが1にも関係するが、方針3にもより関係しているのかもしれない。

1に書いてある再造林面積に関係するようなことが、他のところでは全然書かれていない。これを1に含めるのか、それとも3に含めるのか。9ページの3には、市町と連携した森林所有者や林地境界の明確化とが書いてあるが、6ページの3の目標の中にはそれが書かれていない。

これから細かく分けて目標を定め、3についてはこの目標というのを決めていくと思うが、その時にどこに含むかを最初から書いたほうがいいのではないか。境界の明確化と再造林について何をするかということをして1に含むのか、3に含むのかをはっきりさせたほうがいい。

もう一つは、3ページ、4ページの方針1についてだが、今後は環境林、生産林にし

ていくと打ち出している。これまでは人工林、天然林と分けられてきて、今後は人工林のうちの一部を環境林化していくということだが、環境林、生産林と分けるのであれば、将来像のところを生産林、環境林としたほうがいいのではないか。生産林、環境林、天然林との記載があるが違和感がある。先ほどは生産林と環境林で進めると書いてあるので、人工林・天然林という区分ではなく生産林・環境林という区分にしたほうが分かりやすいのではないか。

もう一つは、「遠い将来」と書いてあるが、遠い将来というと何年後のことなのかが分からない。30～50年後ぐらいをイメージしているのであれば、そのように具体的な年数を書くのがいいのではないか。「遠い将来」は無責任感が出ると思う。

3ページに書いてある「手間をかけなくても」のところは、あまり打ち出す必要がないのではないか。環境林化するにしても、見張らないといけない等、防災機能を発揮するためには手入れをしないとけない等のことを言うていくわけなので、こちらは手を加えなくてよい森林という位置づけにはしないほうがいい。

○事務局：再造林の関係と境界明確化の関係については、方針1や3等いろいろ入れる場所があるのではないかという話については、もう少し検討し入れる場所を決めさせていただきたい。

環境林と天然林の区別について、人工林と天然林という分け方をして、将来は生産林、環境林、さらに天然林という3つの形をとるのかということだが、天然林は手を加えない森林という意味でこのような表現にした。ご指摘のように環境林に天然林を含めて位置づけを考えるべきだと思ふ部分もあるため、もう少し検討させていただきたい。

「遠い将来」というところだが、ここについては20～30年先でもこのような形に変えていかないと、先ほどの50年先の図のように、林齢区分が変わってくるということがある。そうなる前に早く手を打つ、という意味では「遠い将来」も「近い将来」という意味になるかもしれないが、そういう意味である程度手を入れていかないとけないというように考えている。

「手をかけない」という話については、できるだけ手をかけないという部分が重要だと考えている。特になかなか更新がなされない大きな原因の一つが、更新に手をかけることが森林所有者の大きな負担になるという部分である。そのため今回は手をかけないという表現にした。ここについても、もう一度全体を見直してよい方法を考えさせていただきたい。

○議長：他に質問、意見等ないか求める。

私から意見を申し上げる。生産林と環境林という表現が3ページにある。生産林という表現を使うと、環境はあまりフォローしなくてもいいといった認識になりがちだと思う。一方で滋賀県の森林は全て水源林と位置づけられていることもあり、単純に環境を無視して生産を行うということではできないのではないかと。そこら辺を考慮していただき、何か表現を考えていただきたい。例えば「生産水源林」等。少しでも、水源保全を意識しているというのが見えるような表現があったらいいのではないかと思う。

もう一つは用語の問題だが、「多面的機能」という表現と「公益的機能」という表現の両方が混在しているため、どちらかに統一したほうがいい。OECDでは、多面的機能という表現が使われている。林野庁は昔から公益的機能という表現を使っていたが、最近が多面的機能という表現が多いので、そこら辺も御考慮いただきたい。

他に意見がなければ、議事の2に移りたい。

2番目の議事は、琵琶湖森林づくり事業の実績と成果および今後対応すべき課題についてである。事務局から説明を求める。

○事務局：〈資料5・6、参考資料に基づき説明を行う〉

○議長：これに関して委員の意見を求める。

○委員：県民税の活用方法について提案を申し上げる。

県民の安心・安全な暮らしに貢献する森づくりということで、特にライフラインのことを書いているが、台風15号、台風19号で非常に大きな被害が出た。千葉県では、チェーンソーを使える人が非常に少なく、森林組合も非常に規模が小さい。そのためライフラインに被害を与えたスギ、ヒノキの倒木がなかなか処理できないと聞いている。

我々の地域は幸いにしてこういった大きな自然災害はまだ受けていないが、往々にして被害を受けやすいのは、県道沿いや国道沿い等特に生活道路沿いの人工林である。そういうところが今後、絶対に被害を受けないとは限らない。そのような状況で我々が一番懸念しているのは、地目が山林でなければ様々な施策の補助対象にならないということである。我々の地域でも、昔の地目が畑で、畑が維持管理できなくなったため植林をされ、今では樹齢が50～60年になったところもある。畑にスギ・ヒノキを植林したのは、畑の手入れができなくなったからであるが、その方たちは高齢化、あるいは離村して遠くに出ているため、代わりに我々がそういったライフライン近くの山を整備しようとしたとしても、地目が山林、あるいは原野になっていないので、補助対象にならな

い。

そのような状況で手がつけられない現状があるので、県民税を、ライフラインを守るための手段として、地目が山林・原野でなくても整備に充てられるような仕組みをつくっていただきたい。

個人で自伐型林業を進めておられる方もいるが、それは一部の本当に少ない方々が行っているだけで、ほとんどの方が森林組合等に依頼しなければ手入れが出来ない状態になっている。ところが、森林組合等が手入れを行おうとしたとしても、地目の関係で手入れができない現状がある。その部分は、滋賀県独自の県民税で、手入れができるような施策を仕組みとしてつくっていただけないかと提案させていただきたい。

○事務局：御意見をいただきましたように、現状の制度というのは森林に対する補助が主となっている。本来は、地目を山林に変えてもらうというのが一番いいのだろうがそうはいかないところもある。森林税の関係についても今後検討させていただきたい。

○議長：他に意見はないか求める。

○委員：実際使われた事業費を拝見していると、1番に使われる事業費が圧倒的に多い。環境林の整備事業と農地漁場水源確保森林整備事業、つまり間伐に使われる予算が圧倒的に多いと思うので、もう少し説明があってもいいのではないか。

例えば、それぞれの区分でどれぐらいの面積を手当てしたほうがいいのかということ、それに対してどれぐらい取り組めたのかということ、取り組んでいる森林は、どのような所有者等の区分の森林の部分で、どのぐらいの面積があって、それに対してどのぐらい取り組んでいるのか、国税からの事業で取り組む部分がどのぐらいあって、この県民税で取り組む部分がどのぐらいで、どのような成果を上げているのかというような、全貌が分かるようなものがあればいいと思う。

この事業が非常に重要であって森林機能を発揮するために必要、費用はかかるけれども重要な部分であるということが示せるような情報があるといいのではないかと思う。

○事務局：この成果集についてはまだ概要案で、個別の事業費、例えば森林整備であれば市町別実績ということで、実績のアウトプットのみを表現しており、8ページの(4)に事業の成果で少し書いている程度。それぞれの区分でどういう目標があって、どのぐらいの実績があってという全貌がわかるようにという御意見をいただいたので、そういう形でも整理ができるように工夫をしていきたい。

この資料は参考資料として出しているものだが、いずれは県民の皆様へ公表していき

たいと考えているため、十分な見直しを図って参りたい。

○議長：他に意見はないか求める。

○委員：資料の最後について、県民税を充当する標準的な事業費の試算合計が県民税の収入から大きく上回っているという話があり、今後これを調整していくということだが、調整の方針があれば教えていただきたい。事業自体を無くすわけではなく、金額の重みづけを変えていくという理解でよいか。

○事務局：どれかの事業をやめるという選択肢ではなく、重みを調整していくというような作業がこれから必要となってくると考えている。精査はしているが、今のところ事務局で検討した案を取りまとめたという状況であり、今後基本計画の進捗との関連も踏まえ、基本計画の内容によって重みづけを考えて調整していきたいと考えている。

○議長：ほかに意見はないか求める。

○委員：ニホンジカの対策について伺いたい。3ページの④に捕獲対策に関する事業費が、これはおそらく捕獲だけの事業になっている。

他の事業で、例えば③の下層植生回復モデル事業にも獣害対策の柵を設置する、次ページ⑥の次世代森林育成対策事業で獣害防止施設の設置への支援があるなど、ところどころシカ被害対策の事業が散見される。捕獲は捕獲で別途計上されているというのもあるかと思うが、捕獲と獣害対策の防護柵の設置などは一体で実施していくほうが効果も高いということがわかっているので、その辺を整理するほうが良いと思う。

○事務局：防獣対策は捕獲と防除をセットで行っていくべきだと考えているので、整理の仕方については再度、整理させていただきたい。

○議長：他に意見はないか求める。それでは私から申し上げる。

参考資料について、「13年間のあゆみ」でこれまでどのようなことが行われてきたのかというのが網羅的に書かれているが、一方でそれに対する評価や、残された今後の課題、第2期に向けての今後の課題が何なのかということについて、あまり記述がなされていないように思う。

例えば、参考資料の47ページには、生物多様性の保全に向けた森林づくりの推進についての下層植生衰退度で、達成率が10%と非常に低い状態だが、こういったものに対して今後どうしていくべきか。51ページには、イの林業担い手の確保・育成のところ、森林組合の低コスト施業実施面積も達成率は48%となっている。

こういった、達成度が低いものに対してどのように考えていくのか、今後どのような

対策をとっていくのかについて、残された課題として、「13年間のあゆみ」の中の一つの何らかの取りまとめという形で入れていく必要があるのではないかと思います。

これからの県民税に関しては、13年間の歩みにおいてうまくいかなかった部分に対して、それを今後どのように行っていくのかという形で、事業費の試算の中にも反映していく必要があるのではないかと。これまでの歩みを踏まえて、それを受けて今後どうしていくのかといった関連づけがもう少しあったほうが良いと思う。

また、先ほど指摘もあったが、最初に挙げられた基本計画の中で「生産林」「環境林」という用語があったが、こういった今後の方針と今回の県民税がどういった関係になっているのかということが、まだ少し見えにくいように思う。基本計画は骨子案を作成中であるため確定しているものではないが、今後基本計画から具体化していく中で、基本計画と県民税の対応関係はどうなっていくのかということについて、もう少し踏み込んでいく議論が必要ではないかと思う。コメントなので、特に返答は不要だが、参考にさせていただけると幸いである。

他に意見はないか求める。多数の意見を委員からいただいた。事務局においては、今後の意見反映をお願いしたい。

次回の審議会について、事務局から説明をお願いします。

○司会：＜次回の森林審議会について説明。＞

○議長：事務局においては、委員の意見を踏まえて今後の作業を進めていただきたい。

委員にも引き続き力添えをお願いしたい。本日の審議はこれにて終了する。

4 閉会

○司会：以上をもって、第126回森林審議会を終了する。

[10時37分 閉会]